

## 公立大学法人長野大学情報公開規程

平成30年程第4号

### (目的)

第1条 この規程は、上田市情報公開条例（平成18年上田市条例第12号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人長野大学理事長（以下「理事長」という。）が管理する公文書等の情報の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (請求書の提出等)

第2条 条例第6条に規定する請求書の提出は、公文書開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

### (請求に対する決定の通知等)

第3条 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書を開示しない旨の決定 公文書開示決定等期間延長通知書（様式第4号）

2 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書開示決定等機関延長通知書により行うものとする。（様式第5号）

3 条例第14条の規定による通知は、公文書開示決定等機関特例延長通知書により行うものとする。（様式第6号）

### (開示の方法等)

第4条 条例第16条の規定による公文書の開示は、理事長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書の閲覧をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

3 理事長は、前項の規定に違反し、又は違反する恐れがある者に対し公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

4 条例第16条の規定により写しの交付を行うときは、1件の請求につき1部とする。

### (費用負担)

第5条 条例第17条に規定する費用の額は、次のとおりとする。

- (1) モノクロ複写（片面） 1枚10円
- (2) カラー複写（片面）1枚30円
- (3) 両面複写の場合は2枚相当額とする

(実施状況の方法)

第6条 条例第26条の規定による実施状況の公表は、ホームページ等の掲載により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定め。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公文書開示請求書

年 月 日

(請求先) 公立大学法人長野大学 理事長

住 所

氏 名



電話番号

(法人その他の団体にあつては、名称、  
住所又は事務所の所在地及び代表者  
の氏名)

上田市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり開示の請求をします。

開示請求をする公文書の 件名又は内容	(公文書の件名又は知りたい事項の概要を具体的に記入してください。)
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )
備 考	

注

- 1 該当欄に必要な事項を記入してください。
- 2 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人長野大学  
理事長



年 月 日付けで開示の請求のありました公文書について、上田市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の 件名又は内容	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
開 示 の 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
開 示 す る 場 所	
担 当	(電話番号) 課 内線 担当
備 考	

注

- 1 公文書の開示を受けるときには、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に来学できない場合は、あらかじめ御連絡ください。

## 公文書部分開示決定通知書

30公大長野第80号

平成30年6月 日

様

公立大学法人長野大学

理事長 白井汪芳

印

平成30年6月15日付で開示の請求のありました文書について、上田市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり部分承諾することと決定しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容	公立大学法人長野大学の情報公開規程等情報公開（開示）に関わる文書全て
開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
開示の日時	平成30年7月5日 午前1時30分 午後
開示する場所	6号館4階会議室
開示できない部分	
開示できない理由	上田市情報公開条例第8条第2号に該当 (理由) 個人が特定でき、個人に対し不利益を生じさせる恐れがあるため
開示しない部分の公文書を開示することができる期日	年 月 日以降であれば請求に係る公文書を開示することができますので、同日以降改めて公文書の開示を請求してください。
担当	課 担当 (電話番号) 内線
備考	
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人長野大学に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人長野大学を被告として（訴訟において公立大学法人長野大学を代表する者は理事長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

## 注

- 1 公文書の開示を受けるときには、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に来学できない場合は、あらかじめ御連絡ください。

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人長野大学  
理事長

印

年 月 日付けで開示請求のありました文書について、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容	
開示できない理由	上田市情報公開条例 □第8条第 号 □第11条に該当 (理由)
公文書を開示することができる期日	年 月 日以降であれば請求に係る公文書を明示することができますので、同日以降改めて公文書の開示を請求してください。
担 当	課 担当 (電話番号) 内線
備 考	
<p>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人長野大学に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人長野大学を被告として（訴訟において公立大学法人長野大学を代表する者は理事長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

注

- 1 公文書の開示を受けるときには、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に来学できない場合は、あらかじめ御連絡ください。

様式第5号（第3条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人長野大学  
理事長

印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書について、上田市情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の件名 又は内容	
上田市情報公開条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当	課 内線 担当 (電話番号)
備 考	

様式第6号（第3条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

公立大学法人長野大学  
理事長

印

年 月 日付けで開示の請求のありました公文書について、上田市情報公開条例第14条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容		
上田市情報公開条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る公文書のうちの相当部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日	
上田市情報公開条例第14条を適用する理由		
担当	課 (電話番号)	内線 担当
備考		